

けいかく きほんてき かんが かた だい
計画の基本的な考え方（たたき台）

④ ほっかいどう いしそつうしえんじょうれい しゅわげんごじょうれい しきく すいしん
北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

しょうがいのあるひと たい に対する いしそつうしゅだん かくほ いしそつうしえんじや しょうせい
障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・
はけんとう おこな しょう ひと しょう ひと じっしつてき どうとう しょうほう
派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報
え 得られるようにする しょうほうほしょう かくほ はた
情報保障の確保を図ります。

また、しゅわ ぶくじ たいけい ち げんご について、ひろ どうみん への
ふきゅうけいはつ すず しゅわ しゅうとく ひつよう しえん おこな
普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

きさい かんが かた
(記載の考え方)

じょうれい しこう こうもく しんせつ じょうれい もくてき ふ きさい
条例の施行により項目を新設するとともに、条例の目的を踏まえ記載。

⑪ あんぜんかくほ そな ちいき づくりの すいしん
安全確保に備えた地域づくりの推進

しちやうそん かんけいだんたい れんけい はか さいがいじ にちじょうてき しょう
市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのあ
かたがた あんぜんかくほ すいしん ちいきじゅうみん とうの きやうせい しえんたいせい
る方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制
づくりを推進します。

きさい かんが かた
(記載の考え方)

げんこう けいかく おな もんごん きさい
現行の計画と同じ文言で記載。